

1 重要な会計方針

(1)有形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています

②無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3)有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品（リース資産を除きます。）） ・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：6 年～50 年（建物附属設備を含む）

工作物：6 年～60 年

物品：4 年～15 年

② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利、及びリース資産は除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア：5 年

③ リース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者除きます。）が普通退職した場合の退職手当を計上しています

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度 6 月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額に見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

なお、当会計年度末時点において、リース資産に計上すべきリース資産はございません。

(7)資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物（3か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています

(8)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、総務省「資産評価及び固定資産評価の手引き」40に準じて処理を行っております。

2 重要な会計方針の変更

該当ございません

3 重要な後発事象

該当ございません

4 偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3)その他主要な偶発債務

なし

5 追加情報の注記

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 対象範囲（一般会計とすべての特別会計）

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、代替輸送特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

差異はなし

③ 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- 将来負担比率 なし

- なし

- 継続費の通次繰越額（同法施行令第 145 条第 1 項） なし

- 過年度修正等に関する事項 なし

なし

- 積立不足は生じておりません

- 組替運用はございません

- 2,361,379 千円

- カ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 2,361,379 千円

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 159,403 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算額	2,372,310 千円	2,245,261 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額等	2,841 千円	2,844 千円
歳入：繰越金 / 歳出：剰余金の処分	40,134 千円	50,000 千円
資金収支計算書	2,335,016 千円	2,298,105 千円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	217,556 千円
ア 投資活動収入の国県等補助金収入	120,750 千円
イ 減価償却費	△334,651 千円
ウ 徴収不能引当金増減額	△91 千円
エ 退職給付引当金増減額	45,754 千円
オ 賞与等引当金増減額	△5,045 千円
カ 投資損失引当金繰入額	- 千円
キ 固定資産除売却損益	10,033 千円
ク その他	△2,811 千円
純資産変動計算書の本年度差額	51,495 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれておりません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額（一般会計）	800,000 千円
一時借入金に係る利子額	なし

⑤ 重要な非資金取引 該当ございません

連結財務書類

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

・・・会計年度末における市場価格(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの

・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等・・・主として移動平均法による低価法

② 販売用土地・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる方法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品（リース資産を除きます。））

・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：6年～50年（建物附属設備を含む）

工作物：6年～60年

物品：3年～15年

ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

② 無形固定資産（電話加入権、土地の上に存する権利、及びリース資産は除きます。）

・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア：5年

③ リース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています

② 徴収不能引当金

債権等（未収金、長期延滞債権、貸付金、長期貸付金）の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています

③ 退職手当引当金

職員の退職手当の支出に備えるため、本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者除きます。）が普通退職した場合の退職手当を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

④ 賞与等引当金

職員の期末・勤勉手当（共済費を含む）の支出に備えるため、翌年度6月支給予定の期末手当・勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額に見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分の金額を計上しています

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物（3 か月以内の短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払を含む。）を、資金の範囲としています

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています

(9) 連結対象団体の決算日

決算日と連結決算日の差異が 3 か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

(10) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

1 連結会計間の相殺消去

連結会計間の出資金、繰入繰出金、負担金、補助金等及び債権債務額等を相殺消去し表示しています

2 重要な会計方針の変更

該当ございません

3 重要な後発事象

該当ございません

4 偶発債務

該当ございません

追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	8.73%
安芸広域市町村圏事務組合（一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.39%
中芸広域連合（一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	13.70%
中芸広域連合（介護保険事業特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	13.40%
こうち人づくり広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.55%
高知縣市町村総合事務組合（議員公務災害補償業務）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	2.64%
高知縣市町村総合事務組合（交通災害共済業務）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.81%
高知縣市町村総合事務組合（自治会館管理業務）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.23%
高知県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.24%
株式会社きたがわジャルダン	第三セクター等	全部連結	-

※高知県広域食肉センター事務組合は解散に伴い、R5 年度財務諸表において連結対象団体から除いています。

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営企業会計は、ございません。

一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。第三セクター等は、出資割合等が 50%を超える団体（出資割合等が 50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象として

います。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) その他連結財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

なし